

# 嵐山町地域防災計画

## 資料編

令和4年3月

嵐山町防災会議



# 目 次

1. 条例等	1
1-1 嵐山町防災会議条例	1
1-2 嵐山町防災会議委員名簿	3
1-3 嵐山町災害対策本部条例	4
2. 協定	5
2-1 災害時応援協定一覧	5
3. 避難施設	7
3-1 防災活動拠点・緊急輸送道路網所在地図	7
4. 情報収集・伝達	9
4-1 市町村行政機能の確保状況の把握フロー及び報告様式	9
4-2 被害情報の報告様式	11
4-3 確定報告記入要領	15
5. 危険箇所	18
5-1 山腹崩壊危険地区一覧	18
5-2 崩壊土砂流出危険地区一覧	18
5-3 土砂災害警戒区域一覧	19
5-4 防災重点農業用ため池一覧	20
6. その他	21
6-1 指定文化財一覧	21
6-2 医療機関一覧	23



# 1. 条例等

## 1-1 嵐山町防災会議条例

昭和38年3月28日

条例第24号

改正 平成24年9月26日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき嵐山町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 嵐山町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 埼玉県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、嵐山町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから嵐山町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。  
(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第6号) 抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。  
附 則 (平成24年条例第20号)  
この条例は、公布の日から施行する。

## 1-2 嵐山町防災会議委員名簿

No	委員の別	区分	機関名	職名
1	条例第3条		会長	嵐山町長
2	2号委員	県の機関	埼玉県川越比企地域振興センター	副所長(兼) 地域防災幹
3			埼玉県東松山県土整備事務所	所長
4			埼玉県東松山農林振興センター	所長
5	3号委員	警察の機関	小川警察署	署長
6	4号委員	町の機関	嵐山町役場	総務課長
7				税務課長
8				町民課長
9				福祉課長
10				健康いきいき課 副課長
11				長寿生きがい課長
12				環境課長
13				農政課長
14				まちづくり整備課長
15				上下水道課長
16				教育委員会事務局 次長
17	男女共同参画 推進庁内会議委員長			
18	5号委員	教育機関	嵐山町教育委員会	教育長
19	6号委員	消防機関	比企広域消防本部 小川消防署嵐山分署	分署長
20			嵐山消防団	団長
21	7号委員	指定公共機関 又は指定地方 公共機関	N T T 東日本埼玉西支店	支店長
22			東京電力パワーグリッド株式会 社熊谷支社	支社長
23			東武鉄道株式会社	森林公園駅駅長
24	8号委員	自主防災会又 は学識経験者	防災会代表	七郷防災会会長
25			嵐山町社会福祉協議会	係長

女性委員割合 32%

※第5次男女共同参画基本計画 市町村防災会議の委員に占める女性の割合 15% (早期) 30% (2026年)

# 1-3 嵐山町災害対策本部条例

昭和38年3月28日

条例第23号

改正 平成24年9月26日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき嵐山町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する、災害対策本部員が、これに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 2. 協定

### 2-1 災害時応援協定一覧

【第1編-第2章-第1節-第6 災害時応援協定締結団体・事業者の役割（第1編-24ページ）】

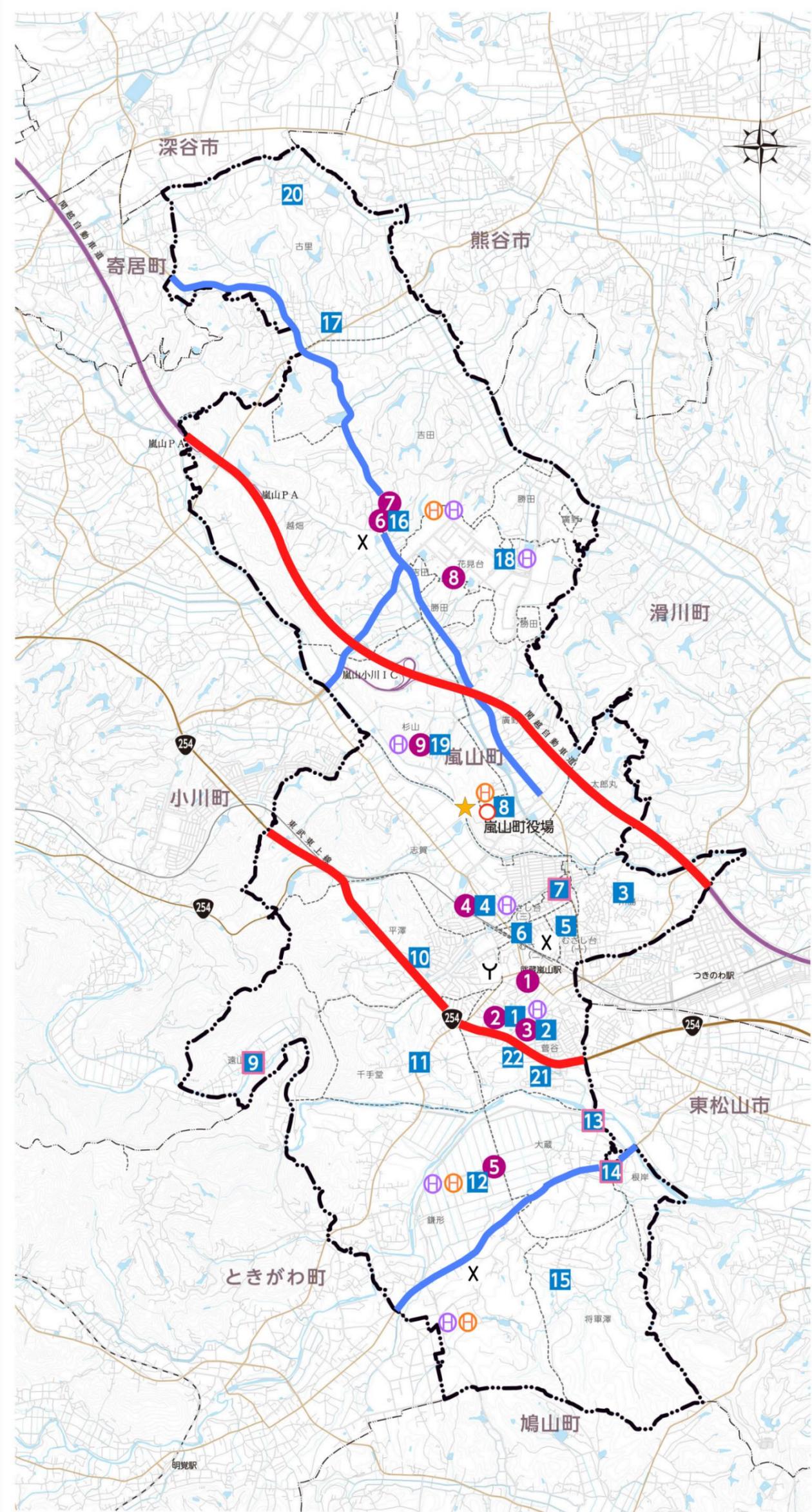
	協定名称	相手方	締結日
相互応援	大規模災害時における相互応援に関する協定	熊谷市、東松山市、坂戸市、滑川町、小川町、都幾川町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村、大里町	H8. 3. 1
	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県及び埼玉県内各市町村	H19. 5. 1
	木曾義仲公が結ぶ縁 小矢部市・嵐山町災害時における相互応援に関する協定	富山県小矢部市	H25. 10. 30
	木曾義仲公が結ぶ縁 木曾町・嵐山町災害時における相互応援に関する協定	長野県木曾郡木曾町	H25. 11. 4
	嵐山町・久御山町災害時相互応援協定	京都府久世郡久御山町	R1. 11. 4
災害情報等	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	H23. 1. 14
	災害に係る情報発信に関する協定	ヤフー株式会社	H27. 8. 13
	災害情報の緊急放送に関する協定	東松山ケーブルテレビ株式会社	H28. 2. 3
	アマチュア無線による災害時応援協定	らんざんHAMネット	R3. 6. 10
	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社 ゼンリン 関東エリアグループ	H30. 7. 19
	人工衛星データ等の活用による地域協力活動に関する包括協定	一般財団法人リモート・センシング技術センター	R3. 11. 4
	嵐山町と郵便局との地域における協力に関する協定	日本郵便株式会社東松山郵便局	H30. 2. 6
避難所施設提供	避難所施設利用に関する協定	埼玉県社会福祉事業団 嵐山郷	H19. 2. 1
	避難所施設利用に関する協定	埼玉県立嵐山史跡の博物館	H19. 2. 2
	避難所施設利用に関する協定	独立行政法人国立女性教育会館、埼玉県管理部管財課	H19. 4. 18
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人滋徳院 こどもの心ケアハウス嵐山学園	H24. 6. 19
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	埼玉県社会福祉事業団 嵐山郷	H26. 8. 29
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 晃樹会 らんざん苑	H27. 9. 1
	災害時における妊産婦及び乳幼児用避難所施設使用に関する協定	学校法人大妻学院	R3. 2. 19
飲料水	災害時における飲料の提供協力に関する協定	株式会社 ジャパンビバレッジホールディングス	H26. 3. 17
	災害時における飲料の提供に関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	H27. 4. 1
物資	災害時における主食供給等の協力に関する協定	埼玉中央農業協同組合	H22. 3. 31
	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社 カインズ	H24. 2. 24
	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社 ニチネン	R3. 6. 29
料電・気ガ・ス燃	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	埼玉県電気工事工業組合	H20. 12. 18
	災害時における停電復旧の連携等に関する協定	東京電力パワーグリッド株式会社 熊谷支社	R2. 9. 10

	協定名称	相手方	締結日
電気・燃料・ガス	災害時における電動車両等の支援に関する協定	三菱自動車工業株式会社、 埼玉三菱自動車販売株式会社	R3. 4. 19
	嵐山町と嵐山町建設水道事業協同組合との包括連携に関する協定	嵐山町建設水道事業協同組合	R3. 5. 25
	災害時における燃料の供給に関する協定	埼玉中央農業協同組合	H26. 3. 19
	災害時におけるLPガス等の優先供給に関する協定	一般社団法人埼玉県LPガス協会 東松山支部	H28. 1. 20
医療	嵐山町と武蔵嵐山病院との連携に関する協定 (2条4項)	医療法人蒼龍会 武蔵嵐山病院	H30. 9. 21
	災害時の医療救護に関する協定	一般社団法人 比企医師会	R3. 3. 25
輸送	災害時における物資の輸送に関する協定	埼玉県トラック協会小川・松山支部	H24. 2. 23
	大規模災害時における空輸等に関する協定	株式会社A i r X	R3. 12. 21
環境対策	災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究協議会	R2. 5. 29
	災害時における一般廃棄物の収集運搬及び仮置き場の管理等に関する協定	小川地区清掃組合	R2. 11. 2
	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥等収集搬送等に関する協定	同上	R2. 11. 2
住宅	災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定	社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 埼玉西部支部	H18. 3. 13
	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	株式会社デベロップ	R3. 3. 25
調査	嵐山町被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定	一般財団法人 埼玉建築士会	R2. 2. 21
相談	災害時における被災者支援に関する協定	埼玉県行政書士会	R2. 10. 23
	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会	R2. 11. 5
葬儀関係	災害時における霊柩車及び棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定	埼玉葬祭業協同組合、一般社団法人 全国霊柩自動車協会	H12. 8. 21
	災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容、安置、搬送に関する協定	埼玉葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会	H24. 6. 1

### 3. 避難施設

#### 3-1 防災活動拠点・緊急輸送道路網所在地図

【第2編-第2章-第3節-第2 現況（第2編-43ページ）、<予防・事前対策>-2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備（第2編-47ページ）、第4節-第2 現況（第2編-63ページ）】



凡例	
①	避難所
1	避難場所
○	町役場（災害対策本部）
—	第1次特定緊急輸送道路
—	第2次緊急輸送道路
★	物資集積拠点
X	交番
Y	消防署
⊕	防災ヘリポート
⊕	ドクターヘリポート

#### 避難施設一覧

##### 指定避難所

No.	施設名	掲載ページ
1	ふれあい交流センター	p20▶D-4
2	菅谷小学校	p20▶D-4
3	菅谷中学校	p20▶D-4
4	志賀小学校	p20▶D-3
5	B&G 海洋センター	p22▶D-2
6	七郷小学校	p18▶D-4
7	北部交流センター	p18▶D-4
8	花見台工業団地管理センター	p18▶D-4
9	玉ノ岡中学校	p19▶C-2

##### 指定緊急避難場所

No.	施設名	掲載ページ
1	菅谷小学校グラウンド	p20▶D-4
2	菅谷中学校グラウンド	p20▶D-4
3	川島集会所	p20▶E-3
4	志賀小学校グラウンド	p20▶D-3
5	新田沼公園	p20▶D-4
6	吹上公園	p20▶D-4
7	鶴巻運動公園	p20▶D-3
8	フィットネス 21 パーク	p20▶D-3
9	遠山中央グラウンド	p21▶B-1
10	平沢コミュニティセンター	p19▶C-4
11	千手堂構造改善センター	p21▶C-1
12	総合運動公園	p22▶D-2
13	南部グラウンド	p22▶E-1
14	観音堂	p22▶E-2
15	明光寺	p22▶D-3
16	七郷小学校グラウンド	p18▶D-4
17	古里児童遊園地	p17▶C-2
18	花見台第1公園	p18▶E-4
19	玉ノ岡中学校グラウンド	p19▶C-2
20	嵐山郷中庭	p17▶C-1
21	国立女性教育会館広場	p22▶D-1
22	県立嵐山史跡の博物館広場	p22▶D-1

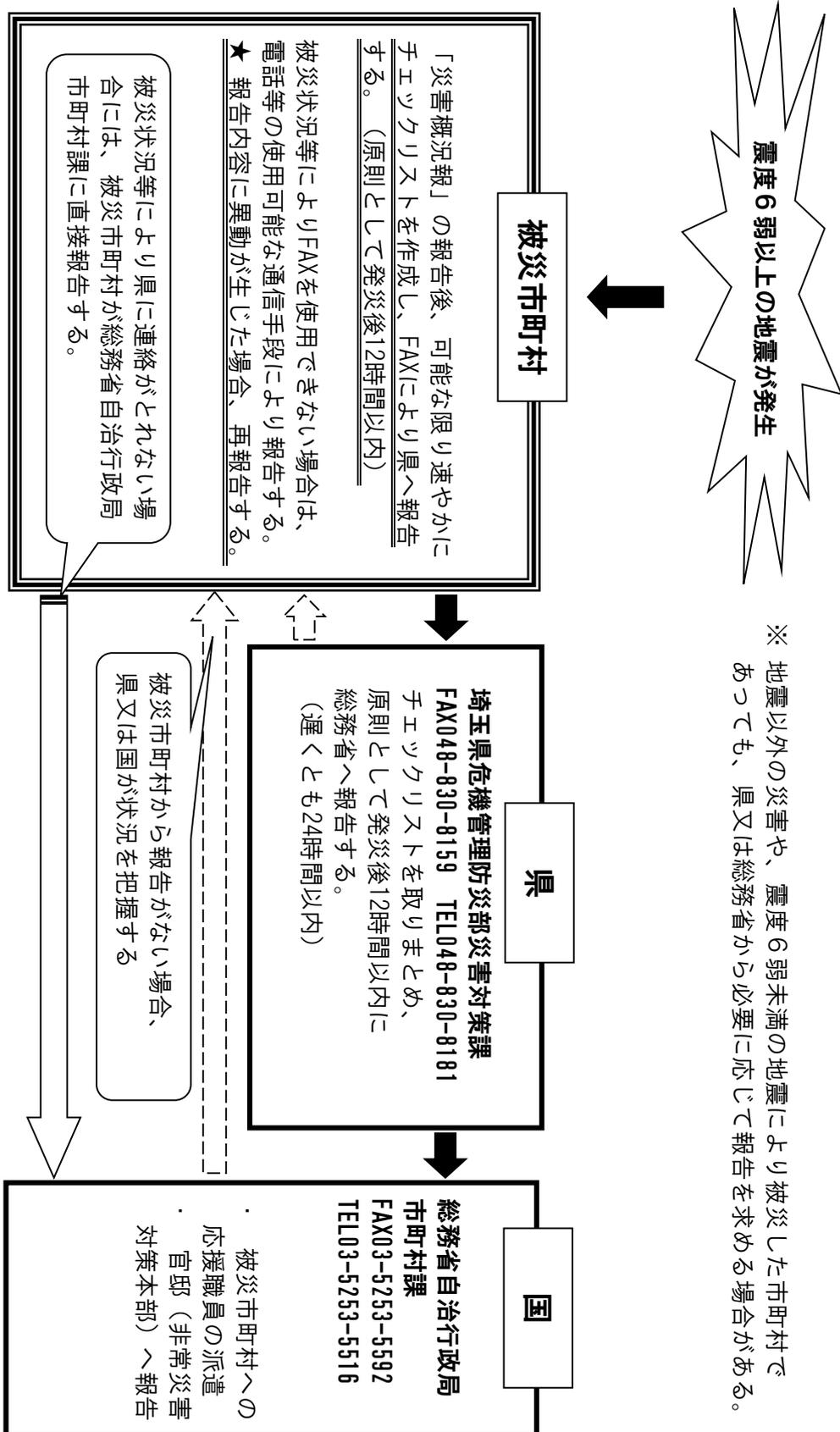
※ 7 9 13 14 の施設は風水害時には使用できません。



# 4. 情報収集・伝達

## 4-1 市町村行政機能の確保状況の把握フロー及び報告様式

【第2編-第2章-第4節-〈応急対策〉-2-I 行政機能の確保状況の報告（第2編-71ページ）】



## 市町村行政機能チェックリスト

<送付先>埼玉県災害対策課 (FAX 048-830-8159 TEL 048-830-8181)

※都道府県はとりまとめ、総務省市町村課 (FAX 03-5253-5592 TEL 03-5253-5516) へ送付

市町村行政機能即報  
(チェックリスト)

総務省受信者氏名 \_\_\_\_\_

災害名 \_\_\_\_\_ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	埼玉県
市町村	
報告者職名氏名	職名 氏名 ※都道府県等から派遣された者が記入する場合 (派遣元 )

### 1. トップマネジメントが機能しているか

①市町村長の安否は確認できたか

はい  いいえ

はい  いいえ

(市町村長不在の場合、代行者の職名氏名 \_\_\_\_\_)

②災害対策本部会議を定期的開催しているか

はい  いいえ

③災害応急対策業務等(例:避難所運営、物資供給) (以下「業務等」という)の役割分担を行い、責任者が明確になっているか

はい  いいえ

はい  いいえ

④広報・報道対応を円滑に行えているか(プレスリリースの定例化等)

はい  いいえ

はい  いいえ

⑤特記事項

### 2. 業務実施体制(人的体制)は整っているか

はい  いいえ

①職員は業務等を担うために適切に参集しているか

はい  いいえ

(職員の参集状況約 \_\_\_\_\_% (業務等実施予定職員約 \_\_\_\_\_名中約 \_\_\_\_\_名参集))

②職員(一般行政)の応援派遣要請は行ったか

はい  いいえ

はい  いいえ

③特記事項

### 3. 業務実施環境(物的環境)は整っているか

はい  いいえ

①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような損壊が生じているか

はい  いいえ

はい  いいえ

②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか

はい  いいえ

はい  いいえ

③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか(停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など)

はい  いいえ

はい  いいえ

④特記事項

※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く(原則として発災後12時間以内)、分かる範囲で記載し報告すること。

## 4-2 被害情報の報告様式

【第2編-第2章-第5節-〈応急対策〉-1-イ 災害情報の収集・共有・伝達（第2編-98ページ）】

様式第1号

### 発 生 速 報

市町村

日 時 分受信	発信者		受信者	
1 被害発生				
2 被害場所				
3 被害程度				
4 災害に対する 措 置				
5 その他必要 事 項				

# 経 過 速 報

市町村

		発信者				受信者				
災害の種別						発生地域				
被害日時		自 月 日		至 月 日						
報告区分										
区 分		被 害		区 分		被 害				
人的被害	死者		人			田畑被害	田	流出・埋没冠水	ha	
	行方不明者		人					畑	流出・埋没冠水	ha
	負傷者	重傷		人			道路被害		決壊冠水	箇所
		軽傷		人				決壊冠水	箇所	
住家被害	全壊 (焼) (流失)		棟			その他被害	文教施設	箇所		
			世帯				病院	箇所		
			人				橋りょう	箇所		
	半壊(焼)		棟				河川	箇所		
			世帯				砂防	箇所		
			人				清掃施設	箇所		
	一部破損		棟				崖くずれ	箇所		
			世帯				鉄道不通	箇所		
			人				被害船舶	隻		
	床上浸水		棟				水道	戸		
			世帯				電話	回線		
			人				電気	戸		
床下浸水		棟			ガス	戸				
		世帯			ブロック塀等	箇所				
		人								
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟			り災世帯数	世帯			
		半壊(焼)	棟			り災者数	人			
	その他	全壊(焼)	棟			火災発生	建物	件		
		半壊(焼)	棟				危険物	件		
災害に対してとられた措置 (1) 災害対策本部の設置状況 (2) 市(町村)のとした主な応急措置の状況 (3) 応援要請又は職員派遣の状況 (4) 災害救助法適用の状況 (5) 避難命令・勧告の状況 <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <span>市町村数</span> <span>地区数</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <span>人 員</span> <span>人</span> </div> (6) 消防機関の活動状況 ア 出動人員      消防職員      名 消防団員      名 イ 主な活動状況(使用した機材を含む)										

## 被害状況調

市町村

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日 至 月 日		
報告区分	確定		

区 分			被 害	区 分			被 害
人的被害	死者		人	田畑被害	田	流出・埋没	ha
	行方不明者		人			冠水	ha
	負傷者	重傷	人		畑	流出・埋没	ha
		軽傷	人			冠水	ha
				道路被害	決壊	箇所	
					冠水	箇所	
住家被害	全壊		棟	その他被害	文教施設		箇所
			世帯		病院		箇所
	半壊		棟		橋りょう		箇所
			世帯		河川		箇所
	一部破損		人		砂防		箇所
			棟		清掃施設		箇所
			世帯		崖くずれ		箇所
	床上浸水		人		鉄道不通		箇所
			棟		被害船舶		隻
			世帯		水道		戸
	床下浸水		人		電話		回線
			棟		電気		戸
世帯			ガス		戸		
人			ブロック塀等		箇所		
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟	り災世帯数		世帯	
		半壊(焼)	棟	り災者数		人	
	その他	全壊(焼)	棟	火災発生	建物		件
		半壊(焼)	棟		危険物		件
			その他		件		

区 分		被 害		市 町 村 災 害 対 策 本 部	名 称			
公立文教施設	千円				設 置	月	日	時
農林水産施設	千円				解 除	月	日	時
公共土木施設	千円							
その他公共施設	千円							
小計	千円							
公立施設被害 市町村数		団体		災 害 対 策 本 部 設 置 市 町 村 数				
そ の 他	農産被害							
	林産被害							
	畜産被害							
	水産被害							
				計	団 体			
そ の 他	商工被害			災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名				
				計	団 体			
	その他	千円		消防職員出動延人数	人			
被害総額		千円		消防団員出動延人数	人			
備 考	1 災害発生場所							
	2 災害発生日時							
	3 災害の種類概況							
	4 消防機関の活動状況							
	5 その他（避難指示等の状況）							

### 4-3 確定報告記入要領

【第2編-第2章-第5節-〈応急対策〉-1-イ 災害情報の収集・共有・伝達(第2編-98ページ)】

区 分	基 準
人的被害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。</li> <li>2 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。</li> <li>3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。</li> <li>4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。</li> </ol>
住家被害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</li> <li>2 棟とは、一つの独立した建物とする。</li> <li>3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。</li> <li>4 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</li> <li>5 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</li> <li>6 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。</li> <li>7 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。</li> <li>8 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。</li> </ol>
非住家被害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</li> <li>2 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。</li> <li>3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。</li> <li>4 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。</li> </ol>
田畑被害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。</li> <li>2 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。</li> <li>3 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。</li> </ol>

区 分	基 準
道路被害	<p>1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。</p> <p>2 道路冠水とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。</p>
その他被害	<p>1 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。</p> <p>2 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。</p> <p>3 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。</p> <p>4 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。</p> <p>5 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。</p> <p>6 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。</p> <p>7 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。</p> <p>8 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。</p> <p>9 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。</p> <p>10 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。</p> <p>11 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。</p> <p>12 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。</p> <p>13 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。</p> <p>14 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。</p> <p>15 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。</p>
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	<p>1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。</p> <p>2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。</p> <p>3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。</p> <p>4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。</p>

区 分	基 準
	<p>5 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。</p> <p>6 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。</p> <p>7 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。</p> <p>8 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。</p> <p>9 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。</p> <p>10 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。</p>

## 5. 危険箇所

### 5-1 山腹崩壊危険地区一覧

【第2編-第2章-第2節-＜予防・事前対策＞-6-イ 山腹崩壊地など（第2編-32ページ）、第3編-第2章-第2節-第2 現況（第3編-5ページ）、＜予防・事前対策＞-1 水害予防-治山（第3編-7ページ）】

【11箇所】

整理番号	箇所名	位置			面積 (ha)
		町名	大字	小字	
561	遠山	嵐山町	遠山	蛇跡	1
562	岩井	嵐山町	越畑	岩井	1
563	山下	嵐山町	吉田	山下	1
564	越畑	嵐山町	越畑	前大月	1
565	前大月	嵐山町	越畑	前大月	1
566	日向	嵐山町	越畑	日向	1
567	豊岡前	嵐山町	杉山	豊岡	1
568	杉山城	嵐山町	杉山	上越ヶ谷	1
569	薬ノ峯	嵐山町	杉山	薬ノ峯	1
570	廣正寺	嵐山町	広野	寺台	1
571	西山	嵐山町	越畑	西山	1

### 5-2 崩壊土砂流出危険地区一覧

【第2編-第2章-第2節-＜予防・事前対策＞-6-イ 山腹崩壊地など（第2編-32ページ）、第3編-第2章-第2節-第2 現況（第3編-5ページ）】

【3箇所】

整理番号	箇所名	位置			面積 (ha)
		町名	大字	小字	
594	遠山	嵐山町	遠山	冥賀沢	0.5
595	根岸	嵐山町	大蔵	地尻	0.4
596	平沢	嵐山町	遠山	平沢	0.2

### 5-3 土砂災害警戒区域一覧

【第3編-第2章-第2節-第2 現況（第3編-5ページ）、

<予防・事前対策>-4-ア 警戒避難体制の確立（第3編-11ページ）】

令和2年12月末現在

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
1586	H23. 3. 29	清水	比企郡嵐山町吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
1587	H23. 3. 29	鶴巻-1	比企郡嵐山町吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
1588	H23. 3. 29	古里	比企郡嵐山町古里	○	○	急傾斜地の崩壊
1589	H23. 3. 29	坂下	比企郡嵐山町遠山	○	○	急傾斜地の崩壊
1590	H23. 3. 29	坂上	比企郡嵐山町根岸	○	○	急傾斜地の崩壊
1591	H23. 3. 29	木ノ下	比企郡嵐山町遠山	○	○	急傾斜地の崩壊
1592	H23. 3. 29	稲笠1	比企郡嵐山町杉山	○	○	急傾斜地の崩壊
1593	H23. 3. 29	上城ヶ谷戸	比企郡嵐山町杉山	○	○	急傾斜地の崩壊
1594	H23. 3. 29	稲笠2	比企郡嵐山町杉山	○	○	急傾斜地の崩壊
3144	H26. 10. 14	勝田	滑川町伊古、嵐山町勝田	○	○	急傾斜地の崩壊
3145	H26. 10. 14	日向-1	嵐山町越畑	○	○	急傾斜地の崩壊
3146	H26. 10. 14	鶴巻-2	嵐山町吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3147	H26. 10. 14	日向-2	嵐山町越畑	○	○	急傾斜地の崩壊
3148	H26. 10. 14	古里-3	嵐山町古里	○	○	急傾斜地の崩壊
3149	H26. 10. 14	下串引	嵐山町越畑	○	○	急傾斜地の崩壊
3150	H26. 10. 14	社宮司	嵐山町越畑	○	○	急傾斜地の崩壊
3151	H26. 10. 14	仲町-2	嵐山町越畑	○	○	急傾斜地の崩壊
3152	H26. 10. 14	本田谷	嵐山町越畑	○	○	急傾斜地の崩壊
3153	H26. 10. 14	吉田-1	嵐山町吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3154	H26. 10. 14	吉田-2-1	嵐山町吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3155	H26. 10. 14	吉田-2-2	嵐山町吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3156	H26. 10. 14	吉田-3	嵐山町吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3157	H26. 10. 14	吉田-4	嵐山町吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3158	H26. 10. 14	山下	嵐山町吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3159	H26. 10. 14	鍋谷	嵐山町吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
3160	H26. 10. 14	古里-2	嵐山町古里	○	○	急傾斜地の崩壊
3161	H26. 10. 14	下城ヶ谷戸	嵐山町杉山	○	○	急傾斜地の崩壊
3162	H26. 10. 14	表猿外戸-1	嵐山町杉山	○	○	急傾斜地の崩壊
3163	H26. 10. 14	裏猿外戸	嵐山町杉山	○	○	急傾斜地の崩壊
3164	H26. 10. 14	日向-3	嵐山町越畑	○	○	急傾斜地の崩壊
3165	H26. 10. 14	志賀-2	嵐山町志賀	○	○	急傾斜地の崩壊
3166	H26. 10. 14	亀ノ原	嵐山町鎌形	○	○	急傾斜地の崩壊
3167	H26. 10. 14	東方-1	嵐山町將軍沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3168	H26. 10. 14	東方-2	嵐山町將軍沢	○	○	急傾斜地の崩壊

No	告示年月日	土砂災害警戒区域等の名称	住 所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
3169	H26. 10. 14	東方－3	嵐山町將軍沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3170	H26. 10. 14	東方－8	嵐山町將軍沢	○	○	急傾斜地の崩壊
3171	H26. 10. 14	石堂	嵐山町千手堂	○	○	急傾斜地の崩壊

#### 5－4 防災重点農業用ため池一覧

【第2編－第2章－第2節－＜予防・事前対策＞－7－ア ため池（第2編-32ページ）、第3編－第2章－第2節－第2 現況（第3編-6ページ）、＜予防・事前対策＞－3－ア ため池の洪水予防対策の推進（第3編-10ページ）】

番号	名 称	市町村	町域名、番地	堤高(m)	堤頂長(m)	総貯水量(千 $m^3$ )
1	柏木沼	比企郡嵐山町	大字古里字蟹沢1708	4.6	68	19.8
2	藪谷沼上沼	比企郡嵐山町	大字古里字藪谷702	3.2	26.5	2.5
3	藪谷沼	比企郡嵐山町	大字古里字藪谷705	4.9	100	14
4	駒込沼	比企郡嵐山町	大字古里字駒込230-2	4.1	40	6
5	三反田沼	比企郡嵐山町	大字吉田字三反田560	5.8	80	24.2
6	二階沼	比企郡嵐山町	大字吉田字高山2429-1	4	28	2
7	新沼	比企郡嵐山町	大字吉田字大谷2323-1	3.1	42	13
8	池田沼	比企郡嵐山町	大字吉田字前谷1375	4.8	41	6
9	谷戸沼	比企郡嵐山町	大字吉田字宝蔵谷1552	4.3	44	5.9
10	鍋谷沼	比企郡嵐山町	大字吉田字鍋谷1773	6.4	40	11.3
11	川後岩沼	比企郡嵐山町	大字越畑字川後岩1812	4.1	37	17
12	十三間沼	比企郡嵐山町	大字越畑字十三間1840	5.9	50	14.5
13	相模沼	比企郡嵐山町	大字越畑字相模572-1	3.2	48	8
14	杳ノ入沼	比企郡嵐山町	大字杉山字杳ノ入107-1	3.6	22	1
15	花見台第一調整池	比企郡嵐山町	花見台1-17	6	123	14
16	石倉沼（谷沼）	比企郡嵐山町	大字広野字石倉315	4.5	24	4
17	石倉沼（トバ沼）	比企郡嵐山町	大字広野字石倉323-2	3.3	39	2
18	扇沼	比企郡嵐山町	大字広野字金皿1205	3	155	9
19	寺沼	比企郡嵐山町	大字志賀字西町裏1160	3	29.5	2.4
20	水境上沼	比企郡嵐山町	大字志賀字亀水1858	5.1	65	1.8
21	蓮沼	比企郡嵐山町	大字千手字明神前615-1	4.1	64	7
22	諏訪沼（上沼）	比企郡嵐山町	大字志賀字諏訪ノ入1645	4	28	5
23	諏訪沼（下沼）	比企郡嵐山町	大字志賀字諏訪ノ入1639	4.2	42	15
24	水境下沼	比企郡嵐山町	大字志賀字亀水1859	3.3	60	9.7
25	花見台第二調整池	比企郡嵐山町	花見台1-20	8.2	66	16
26	花見台第三調整池	比企郡嵐山町	花見台1-1	6.1	181	121
27	岩根沢沼	比企郡嵐山町	大字古里字岩根沢322	2.8	37	4

## 6. その他

### 6-1 指定文化財一覧

【第2編-第2章-第11節-〈応急対策〉-6-ウ 文化財の応急措置（第2編-185ページ）、第6編-第11節-第1-3 現況（第6編-52ページ）】

令和3年11月10日現在

No	指定区分	種別	分類	名称	所在地	所有者または管理者	指定年月日
1	国	有形文化財	彫刻	銅造阿弥陀如来及両脇侍立像	大蔵635	向徳寺	(旧国宝) 昭10.4.30 昭25.8.29
2	国	記念物	史跡	比企城館跡群菅谷館跡	菅谷732他	埼玉県	昭48.5.26 (指定替) 平20.3.28
3	国	記念物	史跡	比企城館跡群杉山城跡	杉山614他	嵐山町および個人所有	平20.3.28
4	県	有形文化財	建造物	日本赤十字社埼玉県支部旧社屋	鎌形2231-1他	嵐山町	平6.3.16
5	県	有形文化財	考古資料	鋳銅経筒	平沢977	平沢寺	昭29.10.23
6	県	無形民俗文化財	民俗芸能	越畑の獅子舞	越畑	越畑八宮神社獅子舞保存会	昭33.3.20 (指定替) 昭54.3.27
7	県	記念物	史跡	源義賢墓	大蔵	個人所有	大13.3.31
8	県	記念物	史跡	大蔵館跡	大蔵522他	大蔵神社	昭9.3.31
9	県	記念物	旧跡	太田資康詩歌会跡	平沢	白山神社	昭36.9.1
10	県	記念物	旧跡	元全網夫妻の墓	杉山180	個人所有	昭36.9.1
11	町	有形文化財	建造物	鎌形八幡神社本殿	鎌形1993-1	鎌形八幡神社	昭60.12.1
12	町	有形文化財	建造物	安養寺山門	大蔵299	安養寺	昭60.12.1
13	町	有形文化財	絵画	落栗庵元全網筆雲竜	杉山840	薬師堂	昭36.11.1
14	町	有形文化財	工芸品	貞和の懸仏	鎌形1993-1	鎌形八幡神社	昭36.8.31
15	町	有形文化財	工芸品	銅造薬師如来坐像(懸仏化仏)一軀 付 木造薬師如来坐像 一軀	将軍沢308	明光寺	平23.12.16
16	町	有形文化財	彫刻	手白神社本殿彫刻	吉田952	手白神社	昭49.9.10
17	町	有形文化財	彫刻	円空仏三体像	鎌形	個人所有	昭60.12.1
18	町	有形文化財	古文書	内田広重証状	志賀	個人所有	昭49.9.1
19	町	有形文化財	文書・歴史資料	広正寺文書及び高木家墓碑	広野359	広正寺	昭36.10.1
20	町	有形文化財	考古資料	縄文土偶	大蔵	個人所有	昭34.11.20
21	町	有形文化財	考古資料	行司免遺跡出土品	杉山1030-1	嵐山町教育委員会	平2.4.1
22	町	有形文化財	考古資料	武人埴輪と男子埴輪	杉山1030-1	嵐山町教育委員会	昭34.11.20

No	指定区分	種別	分類	名称	所在地	所有者または管理者	指定年月日
23	町	有形文化財	考古資料	向徳寺板碑群	大蔵635	向徳寺	昭34. 11. 20
24	町	有形文化財	考古資料	複合塔婆	吉田1055	宗心寺	昭34. 11. 20
25	町	有形文化財	考古資料	阿弥陀三尊種子板石塔婆	将軍沢308	明光寺	昭60. 12. 1
26	町	有形文化財	考古資料	阿弥陀三尊凶像板石塔婆	越畑	個人所有	昭60. 12. 1
27	町	有形文化財	考古資料	日影堂大日題目複合板石塔婆	吉田1055	宗心寺	昭60. 12. 1
28	町	有形文化財	考古資料	桜井坊大日板石塔婆	鎌形	個人所有	昭60. 12. 1
29	町	有形文化財	考古資料	蛇坂の水神塔	菅谷980-1	向徳寺	平16. 6. 20
30	町	有形文化財	考古資料	志賀観音堂の石仏群	志賀410	宝城寺	平16. 6. 20
31	町	有形文化財	考古資料	越畑尼ヶ峠の石仏群	越畑278-1	個人所有	平16. 6. 20
32	町	有形文化財	考古資料	広野大下三差路の庚申塔群	広野1295	個人所有	平16. 6. 20
33	町	有形文化財	考古資料	杉山六万坂の石仏群	杉山185-2	個人所有	平16. 6. 20
34	町	有形文化財	考古資料	平地蔵	鎌形2388-2	個人所有	平16. 6. 20
35	町	有形文化財	歴史資料	元本網及び知恵内子関係資料一括	杉山	個人所有	平9. 4. 1
36	町	有形文化財	歴史資料	畠山重忠公像	菅谷747	嵐山町	平23. 12. 16
37	町	無形民俗文化財	民俗芸能	兵執神社獅子舞	古里	兵執神社獅子舞保存会	昭37. 9. 10
38	町	無形民俗文化財	民俗芸能	古里の祭囃子	古里	古里祭囃子保存会	昭49. 9. 10
39	町	記念物	史跡	稻荷塚古墳	菅谷659	菅谷神社	昭36. 10. 1
40	町	記念物	史跡	山王古墳群	千手堂227他	嵐山町教育委員会	昭60. 12. 1
41	町	記念物	史跡	天神山古墳群	勝田155-1他	嵐山町教育委員会	昭60. 12. 1
42	町	記念物	史跡	将軍沢窯跡群	将軍沢825他	嵐山町教育委員会	昭37. 9. 1
43	町	記念物	史跡	伝木曾義仲産湯の清水	鎌形1993-1	鎌形八幡神社	昭37. 9. 1
44	町	記念物	史跡	行司免遺跡の石組井戸	大蔵	個人所有	平2. 4. 1
45	町	記念物	史跡	笛吹峠	将軍沢803-1	嵐山町教育委員会	昭37. 9. 1
46	町	記念物	天然記念物	大シイ	遠山267-1	個人所有	昭30. 11. 20
47	町	記念物	天然記念物	大カヤ	古里881	重輪寺	昭43. 9. 2
48	町	記念物	天然記念物	大イチョウ	越畑1122	金泉寺	昭49. 9. 10
49	町	記念物	天然記念物	大スギ	吉田952	手白神社	昭49. 9. 10
50	町	記念物	天然記念物	遠山の甌穴群	遠山168先	埼玉県	平28. 1. 28

## 6-2 医療機関一覧

【第2編-第2章-第6節-〈応急対策〉-1 初動医療体制（第2編-114ページ）】

### (1) 町内東松山市比企医師会加盟医療機関一覧

医療機関名	住 所	診療科目	電話番号
渡辺産婦人科	菅谷249-98	産・婦・内・小・皮・漢方内科	62-5885
野崎クリニック	千手堂693	胃・外・内・整・肛・リハ	61-1810
西大寺医院	志賀192-31	外・内・皮	62-1286
清水小児科アレルギークリニック	菅谷512-1	小・アレルギー	61-2431

### (2) 町内比企郡市歯科医師会加盟医療機関一覧

医療機関名	住 所	診療科目	電話番号
田幡歯科医院	菅谷131-16	歯	62-3018
水野歯科医院	菅谷154-2	歯	62-7003
河添歯科医院	むさし台1-19-12	歯	62-7353
栄田歯科医院	志賀205-2	歯	62-7411
かねこ歯科医院	川島1473-18	歯	62-9137
嵐山歯科クリニック	むさし台1-33-10	歯	62-1837
ながさき歯科クリニック	菅谷249-62	歯	62-4618
むさし台歯科	むさし台3-27-1	歯	81-6105

### (3) 小川薬剤師会加盟調剤薬局

名 称	所在地	電話番号
サカエ薬局	志賀192-63	62-8534
嶋本薬局	菅谷451	62-5511
パール薬局嵐山店	菅谷513-1	61-0580

### (4) 管轄保健所所在地

保健所名	所在地	電話番号
東松山保健所	東松山市若松町2-6-45	0493-22-0280